**平成２４年（フ）第１２２２号**
横浜市保土ケ谷区新井町443番地25
破産者　出水美枝子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１４４８号**
横浜市磯子区丸山２丁目14番３号　白梅マンション102号
破産者　山田　辰夫
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７８５号**
神奈川県厚木市妻田北１丁目７番12号　プレジィール202
破産者　飯沼　俊之
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第８０８号**
神奈川県小田原市前川191番地の37
破産者　山口　哲敬
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第１１９号**
神奈川県平塚市纏222番地の12、前住所神奈川県平塚市高村203番地　高村団地12―508
破産者　泉　　実
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第１４５号**
相模原市南区相模台４丁目１番37号
破産者　市川　昌治
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第２４７号**
新潟県長岡市石動町463番地１、前住所新潟県長岡市上除町甲1624番地22
破産者　山田　隆之
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第７９号**
新潟県柏崎市中央町９番30―105号中央ハイツ
破産者　中村　妙子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第３号**
新潟県上越市高土町２丁目17番１号
破産者　廣川　征治
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２４年（フ）第７８号**
長野県松本市蟻ヶ崎４丁目11番16―11号　高山ハイツ103号室
破産者　朝倉　重信
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１７号**
岐阜県高山市松之木町3603番地６
破産者　河合　寿人
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第２９５号**
静岡市駿河区中田本町45番35―222号、前住所静岡市駿河区登呂１丁目９番11号
破産者　中西　直子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２９６号**
静岡市葵区瀬名５丁目17番47号
破産者　瀧　　晴美
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７５７号**
愛知県岡崎市岩津町字新城35番地　市営岩津住宅２―707
破産者　青山優美子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２１５号**
愛知県岡崎市橋目町字割塚22番地　永田荘、従前の住所愛知県安城市安城町西広畔75番地１　キングスコートソフィア安城昭林903
破産者　高須　眞一
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第５４９号**
愛知県碧南市松江町５丁目24番地　レインボー碧南301号、旧住所愛知県安城市三河安城本町２丁目２番地２　カーサ・グリージョ501
破産者　稲垣　　輝
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第８６号**
愛知県西尾市平坂町北町52番地
破産者　古居　保一
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２１７号**
愛知県岡崎市竜美大入町１丁目６番地６　ウインディア竜美102
破産者　フリーポートこと　斉藤　　章
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１０８号**
奈良市東九条町249番地　サニーハイツ朝日ヶ丘Ａ―102号、開始決定時の住所愛知県豊橋市前田町２丁目７番地６
破産者　大森　洋平
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部